

診療報酬改定資料抜粋

保医発0304第3号

平成28年3月4日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長殿
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長
厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)
厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示)

第47の3の2 リンパ浮腫複合的治療料

1 リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関に、次の要件をすべて満たす専任の常勤医師1名以上及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士1名以上が勤務していること。
 - ア それぞれの資格を取得後2年以上経過していること
 - イ 直近2年以内にリンパ浮腫を5例以上経験していること
 - ウ リンパ浮腫複合的治療について下記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たす研修を修了していること。なお、座学の研修を実施した主体と実技を伴う研修を実施した主体が異なっても、それぞれが下記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たしていれば差支えない。
 - (イ) 国、関係学会、医療関係団体等で、過去概ね3年以上に渡し医師、看護師、理学療法士又は作業療法士を対象として教育・研修の実績があるものが主催し、修了証が交付されるものであること。
 - (ロ) 内容、実施時間等について「専門的なリンパ浮腫研修に関する教育要綱」(厚生労働省医学事業「がんのリハビリテーション研修」リンパ浮腫研修委員会)に沿ったものであること、ただし、医師(専らリンパ浮腫複合的治療に関わる他の従事者の監督を行い、自身では直接治療を行わないものに限る。)については座学の研修のみを修了すれば良い。
 - (ハ) 研修の修了に当たっては原則として試験を実施し、理解が不十分な者について

は再度の受講等を求めるものであること。

- (2) 当該保健医療機関が、直近1年間にリンパ浮腫指導管理料を50回以上算定していること。又は、リンパ浮腫の診断等に係る連携先として届け出た保健医療機関において、直近1年間にリンパ浮腫指導管理料を50回以上算定していること。
- (3) 当該保健医療機関または合併症治療に係る連携先として届け出た別の保険医療機関において入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎等のリンパ浮腫に係る合併症に対する診療を適切に行うことができること。
- (4) 治療を行うために必要な施設及び器械・器具として以下のものを具備していること。
歩行補助具、治療代、各種測定用器具(巻尺等)
- (5) 治療に関する記録(医師の指示、実施時間、実施内容、担当者等)は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能である。

2 届出に関する事項

リンパ浮腫複合的治療料の施設基準に係る届出は様式43の7を用いること